

長期収載品の保険給付のあり方について

令和6年10月1日より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の調剤を希望される場合は、特別料金(選定療養)がかかることとなりました。
先発医薬品と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1が患者さんの負担となります。

ただし、先発医薬品が調剤された場合であっても医師や薬剤師が医療上必要と判断した場合や、
後発医薬品の供給不足により薬局に在庫が無い場合は、特別の料金はかかりません。